

白山都市計画公園の変更（石川県決定）

都市計画公園中 5・5・1 号松任海浜公園を次のように変更する。

名 称			位 置	面 積	備 考
種別	番号	公園名			
総合	5・5・1	松任海浜公園	白山市 徳光町、相川町	約 20.2ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

5・5・1 号松任海浜公園は、昭和 50 年に地域住民の憩いの場に供するため一般公園として当初決定した後、昭和 56 年に施設の充実を図る総合公園として都市計画決定している。

その後、平成 6 年に施設の充実を図るため公園区域の追加をした後、C. C. Z 整備計画とも整合を図りながら、公園利用者の利便を図るための施設を配置し、公園利用の促進を図ってきたところである。

北陸自動車道徳光パーキングエリア及び都市計画道路横江松本線に隣接した区域約 1.2ha については、交通利便性の高い区域であるため、公園利用者の利便を図るのみならず、高速道路利用者や近隣地域からの利用により、地域の活性化や交流促進を図るため、今回、当該区域を公園区域から除外し、民間活力を導入した民活ゾーンとして複合型の飲食、物販施設や宿泊施設を配置し、公園利用だけでなく地域の活性化や交流促進を図るものとする。